

作業部会の設置について

I 計画策定、施策推進に係る作業部会の設置について

(1) 設置根拠

吹田市社会福祉審議会規則

(部会)

第11条 審議会は、必要に応じ、専門分科会に部会を置くことができる。

2 部会に属するべき委員等は、身体障害者福祉専門分科会に置く部会にあっては委員長が、その他の部会にあっては当該部会を置く専門分科会の会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の会務を掌理し、当該部会における審議の状況及び結果を専門分科会に報告する。

5 部会の運営については、第5条第2項から第4項までの規定を準用する。

(意見の聴取等)

第12条 全体会、専門分科会、審査部会及び部会は、必要に応じ、委員等以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることがで
きる。

(2) 作業部会メンバーの指名が必要な理由

令和7年度において専門分科会委員の改選があったため、改めて作業部会メンバーについても指名を行う必要がある。

(3) 令和6年度までの作業部会活動内容

令和6年度までは、計画策定時には作業部会としてアンケート内容や計画案等を検討。計画策定完了後は、計画推進のための具体的な取組に対する意見・提案の場となっている。

【これまでの作業部会での取組例】

障がい福祉分野の魅力発信記事のホームページ掲載内容検討

グループホーム開設の手引きの作成

(4) 令和7年度以降の活動内容（案）

第5期吹田市障がい者計画及び吹田市障がい者支援プラン（第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画）の策定作業に携わるとともに、引き続き計画推進のための具体的な取組に対して意見・提案を行う。

また、現行計画の進捗管理のうち、特に取組の進捗度に関し、本専門分科会での議論を踏まえ、さらに議論を行う必要がある場合、作業部会で議論を行う。

(5)作業部会の会員（案）

専門分科会委員のうち、参加意向のある方に参画いただく。また、吹田市地域自立支援協議会との連携を進めるため、吹田市社会福祉審議会規則第12条の規定により、吹田市地域自立支援協議会の会員にも参画いただく。

ただし、限られた時間で意見をまとめる必要があるため、部会の人数は10名程度とする。参加意向の方が多い場合は、所属や障がい種別で重複しないよう、抽選等による調整を行うことがある。

9月5日（金）までに参加意向を連絡いただいた方を会長に報告し、会長が指名したものとみなす。

2 吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例

（手話言語等促進条例）の実施状況に係る作業部会の設置について

(1)手話言語等促進条例

別紙 参考資料8「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例の概要」のとおり

(2)令和6年度の作業部会活動内容

令和6年度は、手話言語等促進条例施策推進方針（案）を検討

(3)令和7年度以降の活動内容（案）

手話言語等促進条例第9条に基づく意見聴取の場について、引き続き本専門分科会の作業部会として設置する。

なお、条例は身体障がい、知的障がい、精神障がいのある方を広く対象としており、議論する内容により部会員が変更になる可能性があるため、任期は年度ごととする。

(4)作業部会の会員（案）

令和7年度は、手話言語等促進条例施策推進方針の策定後、初めて施策の実施状況を確認するため、策定時と同様に聴覚障がい、視覚障がいに限りの深い方を指名する。また、吹田市社会福祉審議会規則第12条の規定により、手話サークル等、専門分科会委員以外の方にも参画いただく。

※当日配布資料「手話言語等促進条例作業部会名簿」参照